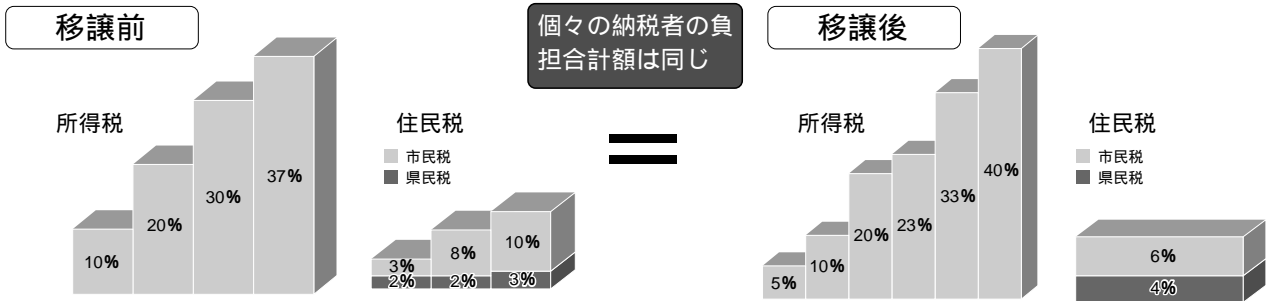


Q3 税負担は増える?減る?

A 税源移譲によって住民税が増えても所得税が減るため、負担は変わりません。
 (ただし、右ペ - ジ中段の 定率減税の廃止、 非課税規定の段階的廃止により
 今まで特例を受けていた方の負担が増える場合があります。)

住民税については最低税率が5% 10%、最高税率が13% 10%となっていますが、所得税は逆に最低税率が10% 5%、最高税率が37% 40%となります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税 + 所得税」の納税者の負担は変わりません。



税源移譲前、移譲後の税額(所得税・住民税)負担の計算例

世帯・収入等	税源移譲前(単位:円)			⇒	税源移譲後(単位:円)			=	負担 増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
年齢 70歳 年金収入200万円のみ	42,000	23,500	65,500	⇒	21,000	44,500	65,500	=	0
夫 70歳 年金収入250万円と 給与収入100万円	111,000	58,000	169,000		55,500	113,500	169,000		0
妻 68歳(夫の配特) 年金収入180万円のみ	22,000	13,500	35,500		11,000	24,500	35,500		0
夫 年齢 40歳 給与収入 400万円 妻 48歳 子 11歳 (夫の扶養) 子 8歳	114,000	67,000	181,000		57,000	124,000	181,000		0

上記の税額は社会保険料等は控除されないものとして計算してあります。(住民税は所得割のみ、定率減税前、調整控除後)

松本税務署からのお知らせ

- テレビ番組
 - ・「国税の窓」
11月8日(水)午前10時~10時30分ほか
3回放映/テレビ松本
 - ・「クイズ税金百科」
11月12日(日)午前9時~10時ほか2回放映/
テレビ松本
- 税金展
11月11日(土)~17日(金)
- ・井上デパート、JR松本駅
- *この他11月15日(水)に税に関する標語・作文・
書道入賞者表彰式、11月17日(金)に納税表彰
式が行なわれます。

市税及び国民健康保険税の 夜間窓口のご利用を

納税課と保険課では、市税・国保税納付のための
夜間窓口を開設しています。
 昼間、納付や相談に来られない方は、どうぞご利
 用ください。
 夜間窓口開設日
 11月27日(月)~12月28日(木)
 (土・日曜日・祝日は除く)
 開設時間
 午後5時30分~8時00分
 会場
 納税課(本庁舎1階 TEL33 4886 FAX39 0723)

市県民税の相談は市民税課(TEL34 3232)へ、所得税の相談は松本税務署(TEL32 2790)へお気軽にご相談ください。

【訂正とお詫び】広報まつもと10月15日号の8ページに掲載しました「農業所得を申告する方へ」の記事に誤り
 がございましたので次のとおり電話番号を訂正し、お詫び申し上げます。松本税務署記帳指導担当TEL39 3276

11月11日～17日 税を考える週間

見つめよう！身近な税金

私たちの暮らしを支えている税金ですが、知っているつもりでも案外分からないものです。そこで、税を考える週間にちなみ、あらためて見つめ直してみましょう。



Q 収入・所得とは？
A 収入とは、前年中に実際に得た金額のことです。所得とは、収入から経費を引いたものです。（年金受給者の場合は経費のかわりに公的年金等控除を引いたものが雑所得となります。この控除額は年齢、受給金額により異なります）

Q どこに納めるの？
A 市県民税は、1月1日現在住んでいた市町村に、前年中の所得に対して納めていただきます。例えば、18年分の所得に対しては19年度に納めていただくこととなります。

Q 市県民税ってなあに？
A 「住民税」ともいわれ、日常生活に身近なかわりを持ち、公共サービスを提供したり、公共施設を整備したりするための費用を市民の皆さんに広く分担し合っていたく社会生活の会費のようなものです。

三位一体改革の一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行なわれることになりました。

そして平成19年度から・・・住民税が変わります

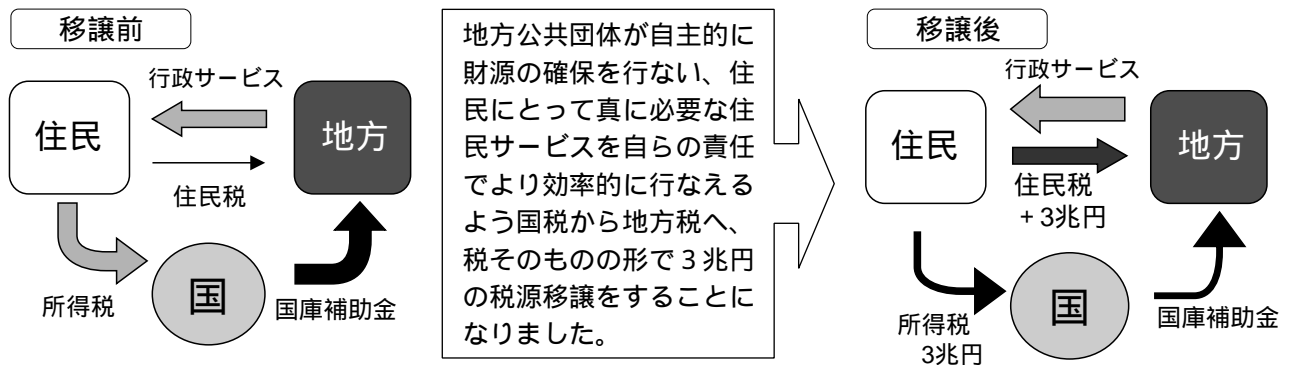
また、定率減税の廃止などもあわせて行なわれます。

主な改正点

- 税率の改正・・・市県民税の税率が一律10%に改正されます。
- 住民税調整控除の創設・・・所得税額と市県民税額の合計額が税率の改正前と比べて極力変わらないように、人的控除の差に基づく負担増の調整を行なうものです。
- 定率減税の廃止・・・定率による税額控除（所得割額の7.5%、上限2万円）が廃止となります。65歳以上で合計所得が125万円以下の方の非課税規定の段階的廃止

Q1 どうして変わるの？

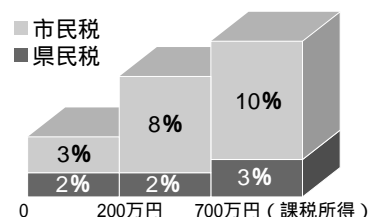
A より身近な行政サービスを効率よく行なえるよう、国から地方へ税源の移譲が行なわれるからです。



Q2 どう変わるの？

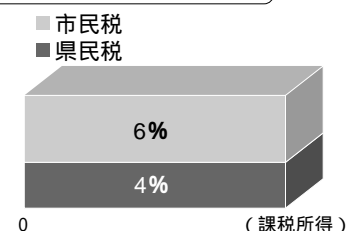
A 住民税の所得割の税率が10%に統一されます。

平成18年度分まで



住民税の税率は従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。（平成19年6月納税分から適用）

平成19年度分から



* 課税所得とは・・・給与や事業収入などの「収入」から給与所得控除、基礎控除、扶養控除等の諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。